

## 平成28年度 第23回人事委員会 会議結果

一 日 時 平成29年3月2日（木） 午後4時15分から4時25分

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第2庁舎7階）

### 三 出席者

- |         |      |       |         |      |  |
|---------|------|-------|---------|------|--|
| 1 人事委員  | 委員長  | 上田博久  |         |      |  |
|         | 委員   | 中原都   |         |      |  |
|         | 委員   | 曾我紀厚  |         |      |  |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 三王寺由道 | 次長兼任用課長 | 今岡誠一 |  |
|         | 給与課長 | 吉野一朗  | 係長      | 富山哲明 |  |
|         | 係長   | 湯ノ口修  | 係長      | 古川真史 |  |
| 3 傍聴者   | なし   |       |         |      |  |

### 四 議 題

議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について

議案第2号 職員の採用選考について

### 五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号は公開、議案第2号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

#### ◇議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説 明】

県議会から意見聴取のあった条例案について、以下のとおり回答する。

#### ○条例案の名称

議案第35号 職員の退職手当に関する条例の一部改正について

議案第36号 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

議案第37号 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

#### ○改正理由、改正案の概要及び条例案並びに条例案に対する人事委員会の判断（案）

#### ◇職員の退職手当に関する条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

雇用保険法の一部が改正され、失業等給付の内容が変更されたことに伴い、所要の改正を行う。

##### 2 条例の概要

(1) 失業者の退職手当について、雇用保険法の改正による変更後の失業等給付に準じたものに改める。

※失業者の退職手当：職員が退職時に受けた一般の退職手当が雇用保険による失業等給付の額を下回った場合（採用1、2年での自己都合退職の場合など）に、その差額を失業等給付の例により退職手当として支給する制度

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とし、平成29年1月1日から適用する。

(4) 所要の経過措置を講ずる。

《参考》雇用保険法の改正概要

1 求職活動支援費の創設

(1) 広域求職活動費（要件緩和）

公共職業安定所の紹介による広範囲の地域にわたる求職活動に支給

(2) 短期訓練受講費（新設）

公共職業安定所の職業指導に従って行う職業に関する教育訓練の受講その他の活動に支給

(3) 求職活動関係役務利用費（新設）

求職活動を容易にするための役務の利用に支給（子どもの一時預かり等）

2 高年齢者への適用拡大

(1) 65歳以降に雇用された者についても、雇用保険を適用し、高年齢求職者給付金を支給する。

(2) 就業促進手当、移転費、求職活動支援費等についても、新たに65歳以上のものを対象とする。

3 条例案に対する当委員会の判断（案）

国に準じて、失業者の退職手当を雇用保険法の改正による変更後の失業等給付に準じたものに改め、所要の規定の整備を行うものであり、異議はない。

◇職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、仕事と育児介護の両立支援制度が拡充されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 非常勤職員の育児休業に係る要件の緩和

非常勤職員の育児休業には、在職期間、継続任用の見込み、勤務日数に係る要件があり、これらを全て満たす者が取得できるが、このうち、継続任用の見込み要件を、子が1歳6か月（現行2歳）に達する日までに緩和する。

(2) 育児休業等の「子」の範囲拡大に伴う所要の改正

育児休業は、特別の事情がある場合に限り、同一の子について再取得が認められる（育児短時間勤務の1年以内の再取得もこれに準ずる）が、その特別の事情に、特別養子縁組の成立のための監護中の子等に係る育児休業が、縁組不成立等によって失効したことに伴って、その育児休業の取得により取消しとなっていた別の子の育児休業を再開する場合を追加する。（人事委員会規則へ委任）

(3) 施行期日 公布日

3 条例案に対する当委員会の判断（案）

民間労働法制等の改正を踏まえ、国に準じて、子の範囲の拡大に伴う再度の育児休業をすることができる特別の事情の追加など、職員の仕事と家庭生活等との両立を図ろうとするものであり、異議はない。

<参考>

1 育児休業を取得できる非常勤職員の要件の緩和（国準拠）

- 【在職期間】 1年以上（育児休業の請求時点）
- 【勤務日数】 週3日以上又は年121日以上
- 【継続任用】（現行）子が2歳に達する日まで任用が継続する見込み  
（改正後）子が1歳6月に達する日まで任用が継続する見込み

2 育児休業等の再取得が認められる場合（国準拠）

※ 育児短時間勤務の1年以内の再取得もこれに準ずる。

◇鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地域の振興等に関する諸施策の推進を図り、業務の円滑な実施を確保するため職員を派遣する公益的法人等を追加する。

2 条例の概要

- （1）公益的法人等の役職員として専らその業務に従事させる職員の派遣先に、公益財団法人日本オリンピック委員会を加える。
- （2）施行期日は、平成29年4月1日とする。

3 条例案に対する当委員会の判断（案）

必要な派遣先の追加を行うものであり、異議はない。

《参考》（公財）日本オリンピック委員会への派遣について

1 （公財）日本オリンピック委員会の概要と主な業務

〈概要〉オリンピック・ムーブメント事業、選手強化事業ならびにオリンピック競技大会及びそれに準ずる国際総合競技大会への選手派遣事業を柱として活動

〈主な業務〉選手強化合宿事業、JOC スポーツアカデミー事業、栄養管理事業、拠点ネットワーク・情報戦略事業、競技間連携事業、競技会開催事業、スポーツ情報・医・科学連携事業、国際交流事業、アンチ・ドーピング普及事業、その他の事業

2 派遣職員の主な役割

オリンピック強化指定選手の指導、育成

3 派遣期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日までを予定（1名）

◇議案第2号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。